

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

### 1 日 時

平成28年2月3日(水)

開会 13時00分

閉会 15時20分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、柏木康恵委員、山口千代己教育長

欠席委員 岩崎恭典委員

### 4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員担当)木平芳定、

次長(学校教育担当)山口顕、次長(育成支援・社会教育担当)中嶋中、

次長(研修担当)中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 長尾和子

学校経理・施設課 課長 釜須義宏

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 早川巖、課長補佐兼班長 竹尾和彦、

主幹 山北正也、主査 山本篤志

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

特別支援教育課 課長 森井博之、特別支援学校整備推進監 山口香、

課長補佐兼班長 早津俊一、主幹 谷口峻隆、指導主事 須川豊

保健体育課 課長 阿形克己、班長 横山正吾

社会教育・文化財保護課 課長 辻善典、班長 竹田憲治、主幹 伊藤裕偉、

主査 藤原良幸

### 5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第41号 平成28年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第42号 平成27年度三重県一般会計補正予算(第6号)について	原案可決

議案第43号	平成27年度三重県一般会計補正予算（第7号） について	原案可決
議案第44号	三重県教育財産規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第45号	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第46号	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第47号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第48号	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例案	原案可決
議案第49号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の 一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の 給与等に関する条例関係）	原案可決
議案第50号	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第51号	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の 一部を改正する規則案	原案可決
議案第52号	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第53号	行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関す る条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第54号	三重県指定文化財の指定について	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

報告1 平成28年度三重県職員（文化財技師）採用選考試験の結果について

報告2 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

委員5名のうち4名の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成28年1月20日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第41号から議案第43号、議案第45号から議案第46号、議案第48号から議案第50号、議案第52号から議案第53号は県議会提出前であるため、議案第47号は人事管理に関する案件であるため、議案第54号は内容に個人情報が含まれるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、非公開の議案第47号を審議した後、公開の議案第44号及び議案第51号を審議し、公開の報告1及び報告2の報告を受けた後、非公開の議案第41号から議案第43号、議案第45号から議案第46号、議案第48号から議案第50号、議案第52号から議案第54号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第47号 職員の懲戒処分について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第44号 三重県教育財産規則の一部を改正する規則案 (公開)

(釜須学校経理・施設課長説明)

議案第44号 三重県教育財産規則の一部を改正する規則案

三重県教育財産規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年2月3日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育財産規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。今回、三重県教育財産規則の一部を改正する規則案として、三重県教育財産規則の一部を次のように改正する。第25条を次のように改める。

第25条(異動報告) 学校その他の教育機関の長は、所属する教育財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要がある場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して教育長に報告しなければならない。

これが、今回改正しようとする第25条です。それに合わせて様式の中で第2号様式と第4号様式の一部を文言修正させていただきたいと思っております。

次の2ページをご覧ください。改正理由です。現行の三重県教育財産規則第25条には教育財産の定期報告が定められております。3ページの縦書きの下段をご覧ください。現行の教育財産規則第25条は定期報告ということで、学校その他の教育機関の長は、所属する教育財産について定期報告を行なう場合は、公有財産規則第34条の規定を準用する。この場合において、同条中「課等の長又は地域機関の長」とあるのは、「学校その他の教育機関の長」と、「4月末日」とあるのは「4月10日」と、「知事」とあるのは「教育長」と読み替えるものとするというところで定期報告を定めておりました。

ところが、平成20年3月から現行の公有財産管理システムということで、システムが稼働になったことに伴い、各学校の事務の簡素化、それと、集約する段階で学校経理・施設課で事前にその中身をチェックできるということなどから、現状では学校その他の教育機関の長から提出のあった異動報告を各所管課が集約の上、公有財産規則に基づき総務部長に定期報告を行っているものです。

このことに対して、平成27年度定期監査結果において事務が形骸化されていることから、実態に合うよう教育財産規則の改正を検討されたいということで意見が出されました。その意見につきましては、6ページをご覧ください。6ページで参考としまして、平成27年度定期監査結果報告書からの抜粋ということで、(4)財産管理等の状況のところで、財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたいとあります。

なお、教育財産規則第25条で規定されている教育財産定期報告については、事務が形骸化されていることから、実態に合うように「教育財産規則」の改正を検討されたいという旨の通知が来ておりますので、そのことを受けて現行規則の「定期報告」を「異動報告」と改めるものです。

それと合わせまして、今回の改正において同規則の様式の文言修正を行いたいと思っております。4ページ、5ページをお開きください。横向きですが、4ページが様式第2号、第16条関係の教育財産貸付(使用許可)申請書の三重県教育委員会教育長あての「あて」を、正式に漢字の「宛て」に修正する。それと、様式第4号の現行の教育長「様」を、「宛て」に変えるという文言修正を合わせて行いたいと思っております。

#### 【質疑】

委員長

形骸化しているものを実態に即応した形に改めたい。よろしいですか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第51号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案  
(公開)

(紀平福利・給与課長説明)

議案第51号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年2月3日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

改正内容につきまして、2ページの要綱をご覧ください。「1 改正理由」は、行政不服審査法の全部改正等に鑑み、関係規定の整備を行うものです。

「2 改正内容」は、行政不服審査法の全部改正に伴う審査請求及び異議申立ての審査請求への一元化並びに審査請求期間の延長などを踏まえ、引用規定の整備等を行います。

「3 施行期日」ですが、平成28年4月1日から施行します。

内容を少しだけ補足させていただきます。最後の16ページに、参考資料をお付けしております。行政不服審査法の改正前の内容が上段、改正後が下段です。今回の規則案に関する改正内容は、60日という審査請求期間を、改正後は3月に、国民の利便性を向上させるために3月に延長するものです。この改正内容を受けまして、3ページから規則案に退職手当の支払いに関して様々な様式がありますが、関係する箇所を60日を3月に改めるものです。

また、6ページの下線の禁錮のところのルビをなくします。これは常用漢字の使用について改めがあり、ルビを付す必要がなくなりましたので、ルビを取る改正を行います。

改正内容は以上です。よろしく願いいたします。

【質疑】

委員長

法改正に伴って関係規定の整備を行うということですが、よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 平成28年度三重県職員（文化財技師）採用選考試験の結果について（公開）

（小見山教職員課長説明）

報告1 平成28年度三重県職員（文化財技師）採用選考試験の結果について

平成28年度三重県職員（文化財技師）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成28年2月3日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1 ページをご覧ください。文化財技師の採用選考試験の結果についてです。1で試験日と試験内容についてお示ししております。1次試験は平成27年11月22日に、試験内容として専門試験、実技試験及び口述試験をさせていただきました。2次試験は平成28年1月10日に、教養試験、論述試験、人物試験及び適性検査をさせていただきました。

「2 結果」ですが、採用予定数2に対し1次試験の申込者数が17、実際の受験者は11人でしたが、1次試験は5人の合格、2次試験は、1次試験の5人の合格者の皆さんに受験していただき、合格者数2ということで採用予定数の2を確保しました。

概要ですが、以上でございます。

【質疑】

委員長

採用予定2に対して合格者2ということですか。よろしいですね。

一つだけ教えてください。文化財技師というのはどういうことをやる職ですか。

教職員課長

主な職務内容として、例えば、埋蔵文化財センターであれば埋蔵文化財発掘調査業務として、掘って出てきた遺物の保存整理や発掘調査報告書を作ったりするのが仕事になっております。主には、例えば、公共事業で道路を造るとなったときに、そこで遺物が出てきた場合に調査する仕事も多いところです。

柏木委員

普通の試験ですと教養試験は大体第1次試験になりますが、この場合は第2次試験になっているのは、専門性を重視するという意味でこの順番になっているのでしょうか。

教職員課長

おっしゃるとおりで、まず専門性を確認した後、2次試験で行政職員として必要な知識、識見、人物を確認します。一般とは順番が逆ですが、そのような形で文化財技師はさせていただきます。

委員長

あと、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について

(公開)

(阿形保健体育課長説明)

報告2 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について、別紙のとおり報告する。平成28年2月3日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1 ページをご覧ください。まず、三重県実行委員会の設立についてでございます。(1) 設立日は、本年1月25日(月)でした。(2) 出席者ですが、会長は鈴木英敬三重県知事、副会長には中村進一三重県議会議長、三重県副知事、危機管理統括監、前田委員長、山口教育長、並びに委員としては、会場地市町長をはじめ、総数94名の委員で構成する実行委員会です。

設立後、第1回総会を開催し、(3) 三重県開催基本構想、総合開会式会場、三重県開催競技種目別大会競技会場及び日程などを審議いたしました。すべて可決をいただいたところです。

今後の取組としまして、この設立した実行委員会のもと、6つの専門部会(広報、競技、式典、宿泊・衛生、輸送・警備、高校生活動)を設け、競技種目別大会及び総合開会式の具体的内容等を検討し、準備を進めてまいります。

また、高校生が中心となって活動する高校生活動推進委員会を平成28年度に設立し、30年度に3年生となる新1年生を中心に、啓発活動などを積極的に推進していきたいと考えております。

2 ページから4 ページにわたっては、先ほど説明しました総数94名の実行委員会委員の名簿でございます。

5 ページには、一番上段に総合開会式が三重県営サンアリーナ、8月1日(水)に開会、種目によっては総会開会式前の会期前開催にもなり、バレーボールの男子が7月26日、また、ハンドボール男子が7月26日に競技別開会式をすることなど、各種目別の競技日程を内定したところです。

最後に、カラー刷りのポスターです。後ろのほうをご覧くださいますと、スローガンなど、三重県内の高校生あるいは東海地区の高校生からの公募の上、決定しましたものを、このポスターのようにレイアウトしました。

今回の議案の中では、実行委員会で確定したものを全国高等学校体育連盟の総体中央委員会に諮り、正式決定にするものもあります。

私からの報告は以上でございます。

**【質疑】**

委員長

掲げていただいているのが原寸ですか。

保健体育課長

原寸はもう少し大きいです。B1ぐらいです。

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

**・審議事項**

**議案第41号 平成28年度三重県一般会計予算について（非公開）**

教育財務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第42号 平成27年度三重県一般会計補正予算（第6号）について（非公開）**

教育財務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第43号 平成27年度三重県一般会計補正予算（第7号）について（非公開）**

教育財務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第45号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）**

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第46号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）**

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第48号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（非公開）

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第49号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案  
（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）（非公開）

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第50号 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例案（非公開）

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第52号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案（非公開）

特別支援教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第53号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法  
律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

（非公開）

特別支援教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第54号 三重県指定文化財の指定について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。